事業番号　150

平成２５年行政事業レビューシート　（厚生労働省）

事業名	原爆被爆者医療費	担当部局庁	健康局	作成責任者
事業開始・終了（予定）年度	昭和３２年度	担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室 稲葉　和男
会計区分	一般会計	政策・施策名	Ｉ－５－４　原子爆弾被爆者等を援護すること	
根拠法令（具体的な条項も記載）	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条	関係する計画、通知等	－	

事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）

当医療費は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者に対し必要な医療の給付（支給）を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

事業概要（5行程度以内。別添可）

国は、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し医療費を支給する。
認定疾病医療費：原子爆弾の傷害作用に起因する疾病について、医療費を全額国費で給付
一般疾病医療費：認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給

実施方法　■直接実施　□委託・請負　□補助　□負担　□交付　□貸付　□その他

予算額・執行額（単位：百万円）

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
予算の状況	当初予算	38,260	39,493	41,006	41,186	40,751
	補正予算					
	繰越し等					
	計	38,260	39,493	41,006	41,186	40,751
執行額		38,040	37,794	36,369		
執行率（%）		99.4%	95.7%	88.7%		

成果目標及び成果実績（アウトカム）

成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値（　年度）
医療費の支給を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進に寄与する。	成果実績	－	－	－	－	－
	達成度	%	－	－	－	

活動指標及び活動実績（アウトプット）

活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
認定疾病医療費及び一般疾病医療費の支給件数	活動実績 （当初見込み）	千件	8,163 (8,344)	8,049 (8,163)	7,850 (8,049)	— (7,850)

単位当たりコスト　4,633（円／人）

算出根拠　36，369百万円÷7，850千件
（※1）　（※2）
※1　平成24年度執行額
※2　平成24年度支出件数

平成25・26年度予算内訳

費　目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由
医療費	40,244	39,809	被爆者推計数の減
事務費	942	942	
計	41,186	40,751	

事業所管部局による点検

	項　目	評　価	評価に関する説明
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づくものであり、事業目的や重要性の観点から優先度の高い事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	被爆者援護法第10条、第17条、第18条の規定に基づき、国が行うこととなっており、妥当である。
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	－	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	－	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	被爆者援護法第15条及び20条の規定に基づいており、妥当である。
	単位当たりコストの水準は妥当か。	－	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	－	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	被爆者に対する医療費支給に限定されており、適切である。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	○	医療費の支給件数が見込みより下回ったため。
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	－	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	過去3カ年の執行率の平均が約95%であり、概ね見込みに見合っている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	－	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）	－	

事業番号	類似事業名	所管府省・部局名

点検結果

平成24年度においては、支給件数が前年度より減少し、執行率も低下したところであるが、被爆者の高齢化が進んでいることや、１人あたりの医療費単価の推移に増減が見られることから、従前と同程度の予算を確保する必要がある。

外部有識者の所見

点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

本事業は、原爆被爆者の医療費を支給するための事業であるが、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

－

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

	平成22年	176	平成23年	154	平成24年	125

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）

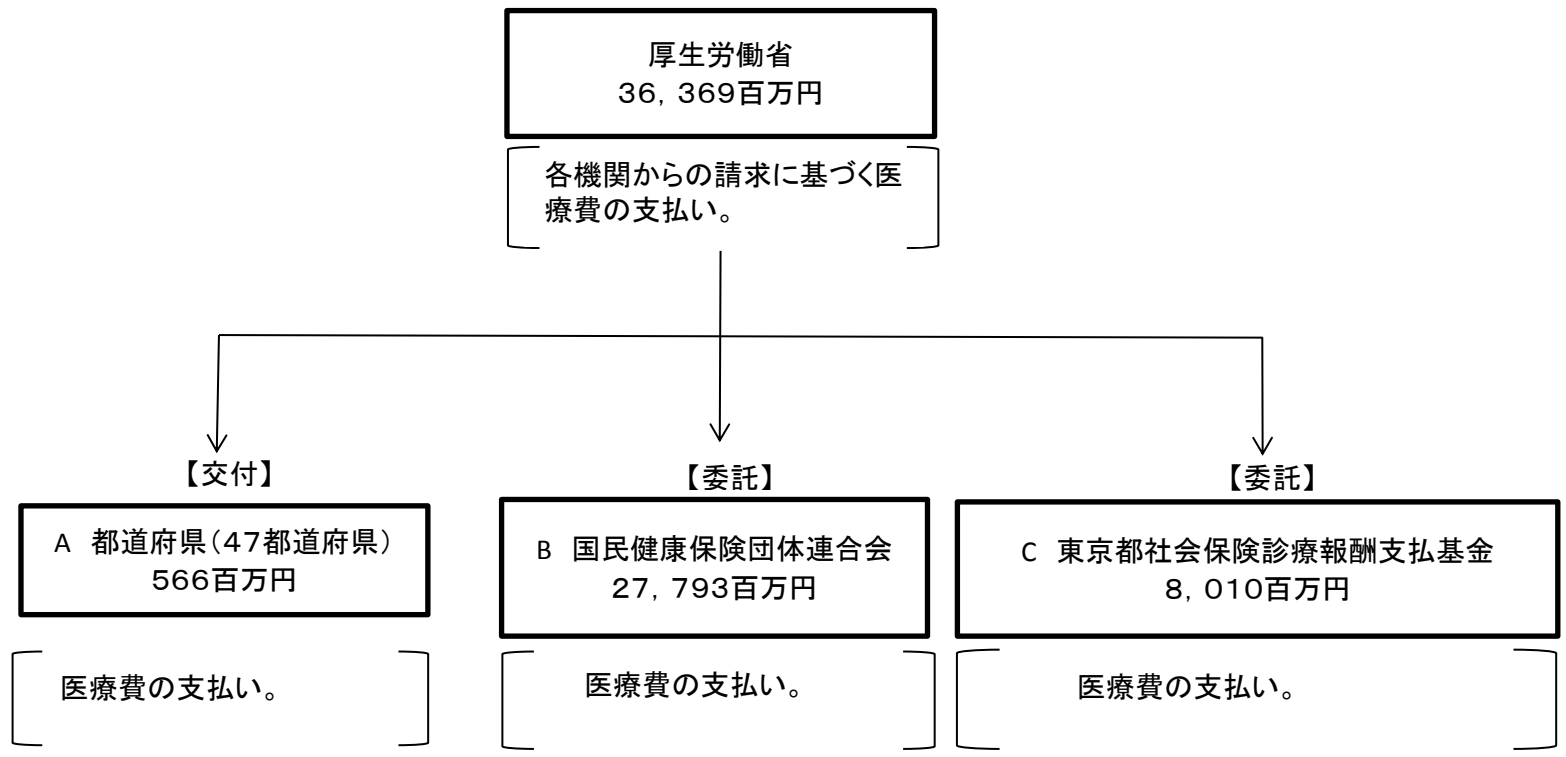

費目・使途
（「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）

A.広島県

費 目	使 途	金 額（百万円）
医療費	被爆者に対する医療費	278
計		278

B.国民健康保険団体連合会

費 目	使 途	金 額（百万円）
医療費	被爆者に対する医療費	26,999
事務費	医療費の審査支払手数料	794
計		27,793

C.社会保険診療報酬支払基金

費 目	使 途	金 額（百万円）
医療費	被爆者に対する医療費	7,966
事務費	医療費の審査支払手数料	44
計		8,010

D.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

E.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

F.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

G.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

H.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 （百万円）	入札者数	落札率
1	広島県	被爆者に対する医療費の支払	278		
2	長崎県	被爆者に対する医療費の支払	157		
3	大阪府	被爆者に対する医療費の支払	36		
4	東京都	被爆者に対する医療費の支払	36		
5	福岡県	被爆者に対する医療費の支払	21		
6	神奈川県	被爆者に対する医療費の支払	16		
7	兵庫県	被爆者に対する医療費の支払	12		
8	埼玉県	被爆者に対する医療費の支払	8		
9	千葉県	被爆者に対する医療費の支払	8		
10	山口県	被爆者に対する医療費の支払	6		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 （百万円）	入札者数	落札率
1	国民健康保険団体連合会	医療機関等に対する医療費の支払	27,793		

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 （百万円）	入札者数	落札率
1	社会保険診療報酬支払基金	医療機関等に対する医療費の支払	8,010		